

返戻金制度に関する事項

1. 返戻金制度の有無

当社は、有料職業紹介事業において、返戻金制度を設けています。

2. 返戻金制度の内容

当社の紹介により採用された求職者が、入社後一定期間内に、本人の自己都合または本人の責めに帰すべき事由により退職した場合、当社が受領した紹介手数料について、以下の割合により求人者に返戻します。

退職時期	返戻金の割合
入社後 1 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 80%
入社後 1 か月以上 3 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 50%
入社後 3 か月以上 6 か月未満に退職した場合	紹介手数料の 20%
入社後 6 か月以降に退職した場合	返戻なし

3. 返戻の対象外となる場合

次のいずれかに該当する場合は、返戻金制度の対象外とします。

求人者の都合による解雇、雇止め、退職勧奨その他これに類する事由により退職した場合

求人者が提示した労働条件と実際の労働条件が相違していたことにより退職した場合

求人者に労働関係法令違反、ハラスメントその他求人者の責めに帰すべき事由がある場合

天災地変、事業縮小、倒産その他当社の責めに帰すことのできない事由による場合

求職者の死亡、傷病その他やむを得ない事情により就業継続が困難となった場合

返戻金請求の時点で、求人者から当社への紹介手数料の支払いが完了していない場合

4. 返戻金の算定方法

返戻金は、求人者から実際に受領した紹介手数料を基準として算定します。返戻金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

退職時期は、採用者の入社日から退職日までの期間を基準として判定します。

許可番号 08-ユ-300515

事業所の名称及び所在地 レジリエンス人材派遣センター

茨城県守谷市けやき台二丁目 28 番地 1